

後期高齢者の窓口2割負担への引き上げを行わないことを求める意見書

1. 平成30年5月23日に開催された財政制度等審議会(財政審)において、新たな財政健全化計画に関する建議(概要)が示されました。社会保障の医療・介護分野の取り組むべき事項として後期高齢者の医療費負担について、「年齢ではなく能力に応じた負担」として「世代間の公平の観点からの後期高齢者の窓口負担の2割への引き上げ・現役並み所得者の判定方法の見直し、介護保険の利用者負担の引き上げ、金融資産等を考慮に入れた負担を求める仕組みの導入」が示されました。
2. これまでの財政審で議論された内容は、世代間の公平性や制度の持続性を確保していく観点から、まずは75歳以上の後期高齢者の自己負担について2割にすべきとしています。その際、現在の70歳~74歳について段階的に実施している自己負担割合の2割へ引き上げと同様に、75歳到達後も2割のままとすることに加えて、すでに後期高齢者になっている者についても数年かけて2割負担にすべきとしています。
3. 医療を年齢で区切るという世界でも類例がないとされる後期高齢者医療制度がスタートして10年が経過し、この制度の矛盾が露呈しています。この間の後期高齢をとりまく環境は大きく変わり、生活必需品の値上がり、年金の引き下げ、医療・介護負担の増大など深刻です。とりわけ平成29年度からの低所得者などが対象の保険料の特例軽減措置の縮小・廃止は大きな打撃となっています。
4. 北海道後期高齢者医療広域連合が加盟する全国後期高齢者医療広域連合協議会が平成30年6月6日に厚生労働大臣に対して「制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持に努めること」という要望書を提出しています。

このような状況に鑑み、政府におかれては、後期高齢者の窓口2割負担を行わないよう強く求めます。

以上地方自治法第99条の規程により意見書を提出する。

平成30年12月12日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫